

別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する署名簿

我が国では、離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子の連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶ちません。自らの同意なく不当に一方の親に子を連れ去られ、継続性の原則のもと、親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛するわが子と関係が絶たれる状態となってしまうのです。このような親が多数存在し、その苦しさのあまり自殺する親も相次いでいるのが現状です。

一方的な子どもの連れ去り、引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始めこれを継続している事態を法的に追認していることから生じています。

子どもが両親から愛情と養育を受け続けることが子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に子どもの最善の利益に資することとなることから、別居や離婚により親子関係を断たれる状態を解消及び防止するため、以下の6点を盛り込む法整備と関連する諸施策の拡充を求めます。

< 請願事項 >

(1) 離婚後共同親権制度への民法改正

離婚後共同親権制度に改正し、子どもの最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化する。

(2) 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合う。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与える。

(3) 面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、2週間に一度は泊りがけで会えることとする。面会交流の権利性を明確化し、年間100日以上は離れて暮らす親子が会えることとする。

(4) フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

(5) 養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とする。子どもと離れて暮らす親に年間100日以上は面会・養育を義務化する。養育費を取り決める。

(6) DV法の運用改善

DVの判断は、被害を申し立てた者の主観的な意見を行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務づけ証拠主義とする。特に精神的DV主張については、双方の主張をきちんと聴取し、客観的な基準による専門家の確認の手順を加える。親権・監護権の獲得等を目的とする「ねつ造DV」は、悪意的な行為と認定し罰則を強化する。

署名（裏面）についてのお願い

収集された署名簿は、署名の趣旨が達成されるよう国会法に基づき、国会に請願提出させていただきます。

署名簿には、住所・氏名を自筆でご記入ください。

別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する署名簿

	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する署名の趣旨は裏面をご覧ください。

※署名簿は、国会法に基づき国会に請願提出いたします。他の目的に使用することはありません。

共同養育支援法 全国連絡会 <http://oyako-law.org/>

【署名簿送付先・受付事務局】

〒105-0004 東京都港区新橋5-25-1 155

共同養育支援法 全国連絡会